

生活保護制度の見直しを適正に行うことを求める意見書

厚生労働省は、現在生活保護制度の見直しを行っている。

その検討事項は、1、生活保護受給者の就労・自立支援、2、医療扶助や生活扶助の適正化、3、保護費の適正支給の確保、4、第2のセーフティーネットと生活保護の関係などである。また、現在の生活扶助基準額が一般の低所得世帯の消費実態と適切に均衡が図られているかについて客観的に評価・検証を行うとしており、2012年度後半を目途に取りまとめるとされている。

そもそも生活保護受給者の半数以上が65歳以上の高齢者である。基礎年金額は、それだけでは生活するに足る支給額ではない点が重大な問題である。また、都市部では公営住宅は全世帯数の約1割に抑えられて、職を失えば住居も失い一挙に貧困に転落する。転落するとはい上がることが困難な「滑り台社会」という言葉は、現在の日本を象徴していると言える。

同時に、DV等離婚による精神的ダメージにより一時的に生活保護に頼らざるを得ないケースや、家族や学校での虐待などにより若者がダメージを受け孤立し生活保護を受給せざるを得ないケースもある。

今般、芸能人の母親が生活保護を受給していることが報道されたことを契機に生活保護に対する異常なバッシングが続いている。これら困窮している人に扶養義務を強化することは、社会保障の制度から締め出すことになりかねない。同時に、今回の一連の報道は、厳しい雇用情勢の中での就労努力や病気の治療など、個々が抱えた課題に真摯に向き合っている人、あるいは、苦しい中で、さまざまな事情から親族の援助を受けられず、「孤立」を余儀なくされている高齢者など多くの生活保護利用者の心と名誉を深く傷つけている。

現在の社会変化を受け、生活保護中心のセーフティーネットからさまざまな支援と連携した新しい制度が求められていると言える。自治体の支援の現場からも、さまざまなケースに対応するために生活保護制度のより使いやすい制度への転換を求める声も多い。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、このたび政府が進める生活保護制度の見直し及び基準の検証に際しては、より生存権を保障する制度改革となるよう下記の点に留意して行うことを強く求めるものである。

記

- 1 生活保護制度の見直しは、住民の生存権を保障するセーフティーネット機能を適切に維持できるものとする。
- 2 年金生活者や稼働年齢層の支援に際し、住宅扶助だけを受けられるような制度

変更を検討すること。

- 3 精神疾患やコミュニケーション不全に対応するカウンセリングや支援制度も検討し、あわせて「支援者がいる生活寮」の設置を検討すること。
- 4 家族や親族の扶養義務を強化する制度変更の検討は慎重にすること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成24年6月27日

三鷹市議会議長 白 鳥 孝